

(平成24年10月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和46年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月16日から同年5月1日まで

私は、昭和41年11月にB株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、平成17年6月に退職するまで、グループ会社に継続して勤務していたにもかかわらず、所属異動に伴う申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D企業年金基金の加入者台帳、E健康保険組合の回答及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間もC株式会社の関連事業所に継続して勤務し（昭和46年5月1日にA株式会社から株式会社Fに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和46年3月のオンライン記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主（A株式会社を引き継いでいるG株式会社）は不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、当

該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を昭和47年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年12月21日から48年1月21日まで
私は、昭和47年12月21日付けで、C株式会社（現在は、株式会社B）から関連会社の株式会社Aに転籍した。

私が持っている株式会社Aの昭和48年1月分の給料支給明細票（対象期間は、昭和47年12月21日から48年1月20日まで）では、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bが保管しているC株式会社の厚生年金保険被保険者に関する資料、申立人が所持する株式会社Aの昇給辞令及び給料支給明細票から判断すると、申立人は、申立期間に株式会社Aに継続して勤務し（昭和47年12月21日にC株式会社から株式会社Aに転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持している給料支給明細票で控除されている厚生年金保険料額及び昭和48年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、株式会社Bは、「株式会社Aでは、社会保険事務所に対し申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日を誤って届け出たと思われ

る。」と申立期間に係る届出の誤りを認めていることから、事業主が昭和48年1月21日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る47年12月分の厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和45年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月20日から同年11月20日まで

私は、昭和44年4月1日にA株式会社C支社に入社し、45年11月20日に同社本社に転勤となったが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bからの回答及び同社から提出された在籍期間証明書並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和45年11月20日にA株式会社C支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支社における厚生年金保険被保険者原票の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Bは保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和45年10月20日となっていることから、A株式会社C支社が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年10月

分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年7月1日から同年8月1日まで

私は、昭和40年4月1日から平成13年6月29日までC株式会社に勤務していたが、ねんきん特別便により、申立期間が厚生年金保険の未加入期間になっていたことが分かった。

当時、C株式会社の本店D部署に所属し、A株式会社B事業所において研修勤務しており、その後、C株式会社に切れ目無く異動したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が発行した在職証明書、雇用保険の記録及び出向元のC株式会社の人事記録から判断すると、申立人は、申立期間にA株式会社B事業所に継続して勤務し（昭和44年8月1日にA株式会社B事業所からC株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B事業所の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から同年11月まで
当時、失業後は国民年金に加入するのが義務と考えて、妻が国民年金保険料を納付していた。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年12月27日に払い出されていることが確認できることから、申立人の国民年金への加入手続は同年12月頃に行われたものと推察されるところ、A町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、同年12月21日付けで強制加入被保険者資格を取得したことが記載されている上、納付記録欄には同年11月までは納付を必要としないことを意味する線が引かれており、国民年金保険料の納付を必要としない期間とされている。

また、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）の被保険者資格取得年月日の欄には、昭和51年12月21日付けで強制加入被保険者資格を取得したことが記載されている上、同台帳の納付記録欄の同年11月の欄には「この月以前納付不要」と押印されている。

さらに、申立人から提出された年金手帳の写しには、国民年金の「はじめて被保険者となった日」として「昭和51年7月21日」と記載されているが、申立人の妻は、昭和51年5月1日から同年11月26日までの期間は、B社において厚生年金保険に加入していることから、申立人が同年7月21日に国民年金被保険者資格を取得する場合は、任意加入被保険者となる。任意加入は、加入手続が行われた日が資格取得日となり、遡及して資格を取得することはできないことを踏まえると、申立人の国民年金へ

の加入手続が行われたと考えられる同年12月の時点では、同年7月21日に遡及して被保険者資格を取得することはできない上、上記手帳記号番号より前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

したがって、申立期間は国民年金に未加入の期間とされており、当該期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年5月までの期間、同年9月及び同年10月並びに50年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年5月まで
② 昭和49年9月及び同年10月
③ 昭和50年3月及び同年4月

国民年金保険料については、途切れることなく納付するように心がけており、申立期間の保険料は、当時居住していたA県B郡C町にあるD金融機関の窓口で納付した記憶がある。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、国民年金への加入手続が行われると国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるところ、申立人は申立期間に係る加入手続についてはっきりとは覚えていないと述べている上、申立人に対して同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間当時に居住していたとするA県B郡C町には申立人に係る国民年金被保険者名簿等の記録は無く、申立期間は国民年金に未加入の期間として取り扱われていることから、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年5月から同年10月まで

平成16年6月2日に、父、母、私の3人でA社会保険事務所（当時）へ行き、14年5月から同年10月までの6か月分の国民年金保険料を納付した。

当時、領収書は発行されず、確認したところ、パソコンで入力したので大丈夫ですと言われた。ねんきん定期便が来て納付した記録が無いことに気付き、調査をしてもらったが、回答に3年もかかり、その内容も納得できない。

納付したお金はどこに消えたのか。返してほしい。大金である。社会保険事務所（当時）の窓口で納付したのはこの1回だけである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成16年6月2日にA社会保険事務所に出向き申立期間の国民年金保険料を納付した旨を主張しているが、同年6月に納付された領収済通知書について全数点検を行ったところ、申立人に係る領収済通知書を確認することはできなかった。

また、申立人は、社会保険事務所の窓口での納付はその1回のみであると述べているところ、オンライン記録上、申立人が初めて国民年金保険料を納付した日は平成16年12月22日と記録されていることから、同日の領収済通知書を点検したところ、申立人の15年5月及び同年6月の国民年金保険料がA社会保険事務所の窓口で納付されていることが確認できる。

さらに、平成16年12月22日時点では、申立期間を含む14年10月以前の保険料は時効により納付できない状況になっていたことから、この時点で納付可能な15年5月及び同年6月の国民年金保険料を納付したもの

と推察される。

加えて、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降は、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られたことにより、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっている上、国に収納事務が一元化された14年4月以降は、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、その可能性はさらに減少しており、本件申立期間である同年5月から同年10月までの記録の過誤については、これを生じる可能性は極めて低いと考えられる。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで
私は、昭和 59 年 7 月から平成 10 年 9 月まで、A 株式会社に勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が、14 万 2,000 円と記録されており、その前後の 47 万円（当時の標準報酬月額の上限額）と比較して著しく低くなっている。当時は、役職も変わらず、仕事も順調であったので、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、14 万 2,000 円と記録されており、申立期間前後における標準報酬月額である 47 万円と比較して著しく低額であることが確認できる。

しかしながら、A 株式会社は、「申立期間当時の賃金台帳や届出関係書類は所在不明であり、廃棄処分した可能性がある。」旨回答していることから、申立人の申立期間に係る給与の額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない上、標準報酬月額算定基礎届等において、申立てどおりの届出が行われていたことについても確認できない。

また、申立てに係る事業所を管轄する年金事務所では、「保存年数経過のため申立期間当時の標準報酬月額算定基礎届等の関係書類を保管していない。」としていること等から、社会保険事務所（当時）が行った申立期間の定時決定に係る事務処理の適否について確認できない。

さらに、申立人は、申立期間当時の給与収入等については、確定申告をしていたとしているところ、確定申告の控えは既に廃棄している上、依頼していたとする税理士の名前も覚えていないため、申立人の主張を確認す

ることができない。

加えて、複数の同僚に照会したが、給与計算や社会保険の届出は本社で行っていたことから、標準報酬月額の届出の取扱い等については分からないと回答しており、申立てどおりの届出が行われていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、各申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月頃から 36 年 3 月 1 日まで
② 昭和 38 年 12 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで
申立期間①は、A社B事業所（現在は、C株式会社D支店）でE業務に従事した期間であり、申立期間②は、F株式会社（現在は、株式会社G）でH業務等に従事した期間である。いずれも通勤のためにバス定期券を支給され、バスで通勤していたことなどを記憶していることから、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間①当時のA社B事業所及びその近隣の状況等に関する申立人の記憶は具体的であることから、勤務期間の特定には至らないが、申立人が同事業所に勤務したことはうかがえる。

しかし、I共済組合の存続組合であるJ企業年金基金は、申立人のI共済組合加入記録及び人事記録等は確認できないとしている上、C株式会社D支店は、申立人が臨時職員として厚生年金保険に加入していたか否かは不明としていることから、申立人の申立期間①における勤務実態等を確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 50 年 1 月 6 日であることから、同事業所は、申立期間①当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間①当時の同僚とする5人については、姓のみの記憶であることから、当該同僚をオンライン記録で特定することができず、申立期間①当時の状況について証言を得ることができない。

このほか、申立期間①において共済組合員として勤務していた事実及び

厚生年金保険被保険者としての厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において、共済組合員として勤務していたこと、及び厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立期間②当時のF株式会社に関する申立人の記憶は具体的であることから、勤務期間の特定には至らないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、株式会社Gは、申立人が同社において勤務した事実は確認できないとしている上、同社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得届等に係る資料に申立人の氏名は無いとしていることから、申立人は、申立期間当時、同社において厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

また、申立人が記憶する申立期間②当時の同僚は、申立人と同時期にF株式会社に勤務していたとしているが、申立人の具体的な勤務期間等については不明としていることから、申立人の勤務期間等を確認することができない上、申立期間②に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に当該同僚の氏名は見当たらない。

さらに、申立期間②当時、F株式会社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者に照会を行ったが、回答のあった16人はいずれも申立人を知らないとしており、申立期間②当時における申立人の勤務実態等について証言が得られなかった。

加えて、申立期間②に係るF株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらない上、整理番号は連番で欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2784 (事案 2738 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から35年11月28日まで

私は、株式会社Aに昭和35年11月27日まで勤務していたが厚生年金保険の加入期間は31年4月1日までとなっている。

その後、B業種の会社に入社しており、無職の期間があればB業種の会社に採用されないため、申立期間に株式会社Aで勤務していたのは間違いない。

前回の結果に納得がいかないため、再度調査をして厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、当該事業所は、昭和32年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていること、ii) 当該事業所に係る被保険者名簿によると、申立期間当時、同事業所で厚生年金保険の被保険者であった申立人以外の6人のうち、事業主及び会計を担当していたとされる元同僚を除いた4人が申立人と同様に31年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった32年10月1日に、事業主及び会計を担当していたとされる元同僚も厚生年金保険の被保険者資格を喪失していること、iii) 当該事業所は41年3月31日に解散しており、当時の事業主も既に亡くなっている上、同事業所に係る被保険者名簿で確認できる元同僚に所在を確認できる者がおらず、申立人の勤務状況及び給与からの厚生年金保険料の控除を確認することができないことなどから、当委員会は申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対し、平成 24 年 6 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記の年金記録の訂正は必要でないとする通知に納得できないとして再申立てを行っているが、申立人から新たな資料の提出は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月 1 日から 37 年 7 月 1 日まで
② 昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 5 月 1 日まで

日本年金機構から送付された「ねんきん定期便」をみたところ、A株式会社B事業所（昭和 39 年 12 月 1 日にC株式会社D事業所に名称変更）に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、その前後の標準報酬月額よりも低く記録されている。また、当該事業所からE株式会社に異動した時の申立期間②の標準報酬月額が、異動前の事業所における標準報酬月額よりも大幅に低く記録されている。

いずれの申立期間も給与が下がった記憶は無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A株式会社B事業所及びE株式会社を承継するC株式会社は、各申立期間当時の給与台帳等の関係資料は保存期限を過ぎているため保管されていない旨回答しており、申立人の各申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除額等について確認することができない。

また、申立人と同時期にA株式会社B事業所及びE株式会社の厚生年金保険被保険者資格を有していた同年代（申立人の生年月日に近い昭和 6 年から 14 年生まれの者）の同僚 9 人に照会したところ 5 人から回答があったが、各申立期間当時の標準報酬月額の変動に係る具体的な証言は得られなかった。

申立期間①について、A株式会社B事業所の健康保険厚生年金保険被保

険者名簿において、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、前任地のA株式会社（本社）から同社B事業所に異動している同年代（昭和6年から14年生まれの者）の男性の同僚67人の標準報酬月額をみると、申立人と同様に、申立期間①における随時改定及び定時決定による標準報酬月額が従前の標準報酬月額より低くなっている者が3人確認できることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の取扱いが不自然とまでは言い難い。

また、申立期間①の申立人に係るA株式会社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、標準報酬月額を遡及して訂正しているなどの処理は認められない上、オンライン記録とも一致している。

申立期間②について、オンライン記録において、申立人と同時期（昭和40年7月から同年11月まで）にC株式会社D事業所からE株式会社に異動した者22人について、同事業所での厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額をみると、申立人と同様に異動前の事業所における標準報酬月額より低くなっている者が14人確認できることから、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の取扱いが不自然とまでは言い難い。

また、申立人の申立期間②に係るE株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票をみると、標準報酬月額を遡及して訂正しているなどの処理は認められない上、オンライン記録とも一致している。

このほか、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 6 月 10 日
② 平成 16 年 12 月 16 日
③ 平成 17 年 7 月 7 日
④ 平成 18 年 7 月
⑤ 平成 18 年 12 月 21 日

私は、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成 16 年から 18 年までの期間については、賞与が年 2 回支払われていた。

しかし、年金記録を確認したところ、各申立期間に支給された賞与が厚生年金保険の記録に無かったので、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 銀行が提出した申立人に係る「お取引明細」によれば、申立人が各申立期間に支給されたとする賞与とみられる入金記録として、申立期間①及び②は 9 万円、申立期間③は 13 万 5,000 円、申立期間⑤は 3 万円が申立人の預金口座に振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、申立人が各申立期間において株式会社Aの事業主から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる賞与の明細書等の関連資料は無い。

また、申立人は、株式会社Aにおいて同じ仕事をしていたとする同僚 3 名の氏名を挙げているが、オンライン記録によれば、いずれの同僚も各申立期間の賞与に係る厚生年金保険の記録は確認できない。

さらに、申立期間①及び②について、当時、申立人が居住していたC県D市では、申立人に係る平成 16 年分の給与支払報告書は保存期間を経過

しているため保管していないとしており、当該事業所における申立人の給与及び賞与の支払額並びに社会保険料の控除額を確認することができない。

申立期間③について、株式会社Aから申立人と同日付けで同額が入金されている同僚からも年金記録確認の申立てが行われているところ、当該同僚に係る照会に対して、同事業所の元経理担当者は、「当時は、厚生年金保険料を控除せずに賞与を支給することがあり、当該日に支給された金額に端数が無いことから、当該賞与からは保険料控除が行われていないものと考えられる。」と回答している。

申立期間④について、前述の「お取引明細」において、当該期間に係る賞与が支払われていることは確認できない。

申立期間⑤について、当該「お取引明細」において、平成18年12月21日に3万円の入金を確認できるが、株式会社Aから社会保険事務所（当時）に提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の総括表によれば、同事業所は同年12月の賞与は不支給として届け出ていることから、事業主は申立人の申立期間⑤に係る賞与を届け出ていることが確認できる。

また、当時、申立人が居住していたE県F郡G村が保管する申立人の平成18年分の給与支払報告書、申立人が所持する同年7月分の給与明細書及び社会保険事務所へ提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の写しを基に推計すると、申立期間⑤に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていなかったことがうかがわれる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が各申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 4 月から 47 年 3 月まで、A 市にあった「B 事業所」に住み込みで勤務した。当該期間は厚生年金保険に未加入となっているが、勤務したことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において「B 事業所」に住み込みで勤務していたことについては、C 保健所が保管する当該事業所に係る記録及び申立人に係る戸籍の改製原附票により推認できる。

しかしながら、事業所整理記号払出簿により、D 県内で名称が「B 事業所」と同じ五十音で始まる適用事業所を縦覧調査したが、「B 事業所」は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

また、申立人は、「B 事業所は、事業主と私の 2 人だけで営業していた。」と述べているところ、「B 事業所」の業種は、常時使用される従業員が 5 人以上の場合に厚生年金保険の強制適用事業所となる 16 業種には含まれない上、仮に当該事業所が法人であったとしても、常時使用される従業員が 2 人の法人が強制適用事業所となるのは昭和 63 年 4 月 1 日以降であることから、申立期間当時、当該事業所は強制適用事業所となる要件を満たしていなかったものと推認される。

さらに、厚生年金保険の任意適用事業所となるためには、事業主が、使用する従業員の 2 分の 1 以上の同意を得て、社会保険庁長官（当時）に対し申請を行う必要があるところ、申立人は当該手続について全く記憶が無いとしていることから、「B 事業所」の事業主が当該手続を行ったとは考

え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。